

平成27年10月9日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年10月9日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	4番 棒引 昭治
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登
8番 森 敦孝	9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉
11番 小谷 清雅	12番 皿田 功	13番 田渕 宏
14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 横尾 泰行	19番 青木 登
20番 那須 京子	21番 那須 克	22番 玉置 伸
23番 鈴木 直孝	24番 坂本 茂久	25番 坂本 茂久
26番 松窪 俊英	27番 川井 洋之	28番 中村 洋子
29番 中村 洋子	30番 矢敷 勇氣男	31番 松本 忠巳
32番 峯園 五郎	33番 峯園 五郎	34番 峯園 五郎
35番 峯園 五郎	36番 峯園 五郎	37番 峯園 五郎
38番 峯園 五郎	39番 峯園 五郎	39番 蔭地 明一

欠席者

3番 桑原 壽	18番 坂本 一馬	23番 上森 力
24番 寒川 加代子	31番 岡上 達	38番 石谷 強

事務局

局長 愛須 誠 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

1番 山崎 清弘 39番 蔭地 明一

議長 尾崎

皆さん、こんにちは。やっと、夏の長雨も終わり、秋らしい天気も続いて、皆さんの農作業も大いに捗っていると思います。本日は農振の整備計画についての説明がございますので、慎重に聞いていただきたいと思います。最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は591㎡、他1筆、合計1,348㎡です。地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は住宅です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は69㎡、他1筆、合計110㎡、地目は台帳が田、現況が雑種地です。変更の理由は私道でございます。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は887㎡、地目は台帳が畑、現況が休耕地です。変更の理由は資材置場でございます。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は24㎡、他2筆、合計87㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は住宅でございます。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は470㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は42㎡、地目は台帳が畑、現況が雑種地です。変更の理由は駐車場でございます。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は376㎡、地目は台帳が田、現況が休耕地です。変更の理由は住宅でございます。8番

は本人より取り下げの申し出がありました。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は829㎡、他3筆、合計4,516㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,431㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、除外9件、除外合計は9,267㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は429㎡、他11筆、合計3,765㎡、地目は台帳、現況共に田、変更の理由は太陽光パネル設置でございます。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は3,765㎡です。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,059㎡、地目は台帳が田、現況が休耕地、変更の理由は太陽光パネル設置でございます。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は342㎡、地目は台帳が畑、現況が休耕地、変更の理由は駐車場でございます。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は316㎡、他1筆、合計986㎡、地目は台帳が田、現況が畑、変更の理由は太陽光パネル設置でございます。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は421㎡、地目は台帳が田、現況が雑種地、変更の理由は農業用倉庫でございます。大塔農業振興地域整備計画変更申請、除外4件、除外合計は2,808㎡です。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は302㎡、地目は台帳、現況共に畑、変更の理由は駐車場でございます。本宮農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は302㎡です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。農業振興地域の農用地区域からの除外申請について、先般、県の方針により厳しく審査されるということが県の方から発表されています。これに照らして今回の案件がどうかについて、補足説明があるようでございますので、よろしくお願ひします。

愛須局長

先月の定例会で県が発表しました農振除外申請あるいは農地転用の厳格化の方針について説明させていただきましたが、早速、9月に除外された申請が10月に議案として提出されています。焦点は農用地区域の中で、10ha以上の集団農地に当たるのかどうかであります。当たるとみなされれば、除外、転用できないということになってきます。例えば、道路や河川、山林、集落などで分断されているということであれば、集団農地ではないということになりますので、その辺は事前に検討しておく必要があろうかと思ひまして、この16件について検討したところであります。1番は住宅の中の団地に隣接したところでありますので問題ないと思ひます。2番は元々農道で付けていたところを進入路にするということですので問題ないと思ひます。3番は近隣で去年、今年と除外、転用を認めたところではありますが、ここは宅地もありますが、周辺で農地が広がってきているという中で、分断要因としては〇〇〇があり、ここは分断できます

が、下の方まで来ますと〇〇〇〇まで農地が広がっておりますので、そこまで集団農地だと見られますと10haを超えてきます。よってこれが通るのかどうか。分断要因としては間に〇〇〇〇があり、そこで分断しているということで、今まで集団農地でないと市としては推してきたわけですが、これが分断とみなされるのか、そうではないのかというあたりで、県とのやりとりが必要だろうということでもあります。これに関しては今の段階では除外できますと言い難い状況です。4番は集落の中でありますので問題ないと思います。5番、6番は集落に隣接しているので問題ないと思います。7番は住宅地に隣接したところですので問題ないと思います。8番については振興局の段階で無理ということであったので、取り下げてもらったところでもあります。9番については、相当交通量も多く、集団農地ではないという判断です。10番は隣接が宅地であり、10haもないという判断です。〇〇〇の1番は上から下へ棚田が広がっているところで、下側の棚田の中に所在地があり、10haは切れ、集団農地ではないと判断しております。〇〇〇ですが、1番と2番は山林で10haもないということ判断しております。4番についても集落の近くで10haもないという判断です。3番については〇〇〇が二股に分かれ、そこに囲まれた棚田であります。〇〇〇に抜ける〇〇〇がありますが、通行量が多くないということ判断要因とは見られないだろうと思います。下側の〇〇〇が分断要因と見られるのかどうかであります。分断要因でなければ10haを超えてきますので、ここはそのようなやりとりをしないと除外可能であるという判断は、今の段階ではなりにくいと思います。〇〇〇は分断要因としては山林や集落があるわけですが、家がばらついているところでありますので、農地が引っ付いているようであれば、ずっと上の方まで集団農地ということで広がって見られる可能性があります。現場において、ここが分断要因だという、例えば谷や傾斜の違いであるなどの分断要因を根拠付けていく必要があると思っています。以上の16件は農用地区域ではありますが、市としては集団農地とは考えないということで除外は可能だという判断で議案にあげさせてもらっています。この後のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。審議に入る前に、6月にあげた農振除外の件に関し、農業振興課の尾崎さんから現況説明をお願いします。

農振課 尾崎

今回の6月議案にあげさせてもらった案件は、現在、県にあげていますが、本来なら9月の下旬には事前協議がおりてきますが、10haがない根拠の地図や現況写真の提出などで何件か差し戻され、2、3週間程度遅れている状態です。理由を添付して同意してもらおうようにしているところです。今まででしたら、一団の農地といっても、例えば、市道や県道があれば分断するというので10haはなかったのですが、法律は変わっていませんが、今回から、ただ単に道路だけではなく、交通量等で農機具が渡れないといったような、見解の縛りを厳しくされたために10haあるのではないかといった指摘に対し、そうではないですよという根拠付けであげているところです。

議 長 はい、ありがとうございます。以前から分断用件というのがあり、県道など広い道路があれば分断できましたが、それでは認めないよというのが県の見解でございます。後継者住宅につきましても大変難しくなってきましたので、後、どういうふうに県が地域に合わせた条件に緩和していただけるのかどうか、その辺りもう少し我々も慎重に対処していきたいと思えます。それでは、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番は異議ございません。3番は資材置場として売買したいということで異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番、6番、7番、10番についてですが、5番と10番は親子関係で、息子さんが電気設備関係の仕事をしており、農業ができないということで、順次、太陽光パネルに自分で変えていっているという状況です。6番は以前に除外申請をして通っていましたが、何年か前から残りの一部をみかん畑にしておりました。それを昨年編入したのですが、編入した後に一部駐車場として分けてほしいということで、今回、その一部を駐車場に編入するという事です。7番は息子さんの家を建てるという事で申請しております。4件とも異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。体調を壊されており、異議ございません。

議 長 田辺農業振興地域整備計画変更申請の9件について異議なしとのことですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1件について異議なしとのことですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請の1番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番については、この方は田を作っていました、よその梅畑を通らせてもらわなければならない状況でした。異議ございません。2番は駐車場を作るということで異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番について異議ございません。

議 長 大塔農業振興地域整備計画変更申請の4件について異議なしとのことですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請の1番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この方はIターンで、前に作ってくれていた方の農地、宅地、家屋をまとめて購入して来てくれた方です。作物は水稻を作っておられ、無農薬あるいは化学肥料を使わずに一所懸命やっておられる状況です。年齢も非常に若く、仲間が多く、多くの方がそういう農業の運営に対し、見学に来るわけです。その地域は駐車場するスペースが全くなく、駐車場にしたいということと、もう一つは水稻の雑穀の時期で市道の終点のところで稲を雑穀しているということです。日頃は駐車場として使用すると同時に収穫時にはそこに農機具を設置して雑穀をしたいということで異議ございません。

議 長 本宮農業振興地域整備計画変更申請の1件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は3,437㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年9月18日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,524㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年9月18日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は247、他7筆、合計8,772㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年9月18日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は86㎡です。他8筆、合計3,675㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年9月16日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は828㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年9月24日です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は542㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成27年9月24日です。以上、報告させていただきます。

議 長 はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の251㎡、他2筆、合計1,328㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年11月1日から平成37年10月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の508㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年11月1日から平成33年10月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の984㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間3万円、口座払い、期間は平成27年11月1日から平成32年10月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,983㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年11月1日から平成33年10月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,980㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年11月1日から平成32年10月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の660㎡、他2筆、合計1,927㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年11月1日から平成37年10月31日の新規です。合計6件、10筆、8,710㎡、貸手6名、借手6名です。この6件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長  
〇〇番 委員

はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。2番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは体調を悪くしまして、4、5年耕作していなかったのですが、今回から〇〇〇〇さんが耕作してくれますので異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

はい、3番。  
〇〇番〇〇です。3番と5番について異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

はい、4番。  
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

はい、6番。  
〇〇番〇〇です。この案件は中間管理機構が適応されています。JA紀州の担当職員が相手方を探していただいて、とりあえず一旦は農業公社から借りる人に渡すというシステムです。異議ございません。

議 長

はい、ありがとうございます。1番を残しまして、5件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権の移転についての申し出がございましたので、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上

続きまして、所有権移転を報告いたします。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,484㎡、他1筆、合計5,047㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、

利用目的は畑、対価は2筆全体で400万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成27年10月15日、所有権移転の時期は平成27年10月15日です。合計1件、2筆、5,047㎡、譲渡人1名、譲受人1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長

はい、ありがとうございます。逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番〇〇です。これはあっせんによる案件で異議ございません。  
はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。ただ今、〇〇〇〇委員さんが参られましたので田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定についての1番について逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員  
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、ありがとうございます。1番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番 桑原壽委員さん、18番 坂本一馬委員さん、23番 上森力委員さん、24番 寒川加代子委員さん、31番 岡上達委員さん、38番 石谷強委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、1番 山崎清弘委員さん、39番 蔭地明一委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は353㎡、他1筆、合計1,060㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,570㎡、他4筆、合計17,719㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は50㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は169㎡、他1筆、合計653㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は793㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は828㎡、他1筆、合計1,647㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇

〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上6件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人は譲渡人の実の妹さんと弟さんで、財産分与みたいな感じで贈与するらしいです。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの土地は〇〇〇〇さんの住宅の裏側の法面にあり、長い間、〇〇〇〇さんが借りて作っていたということです。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは若手で農業をやっておられる方です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿は田、現況は休耕地、面積は1,353㎡の内750㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設で750㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は除外済みとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10月7日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請1件、5条申請4件について現地調査を行いました。4条について説明させていただきます。1番は〇〇〇〇にあります。高齢のため休耕状態で、太陽光発電施設を設置したいとのことであります。東側、西側は本人所有地で、南側は〇〇〇〇で北側は河川です。水利組合はござ

いません。転用内容は太陽光パネル190枚、58kw発電、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。以上です。

議長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は198㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、67.9㎡、駐車場他130.1㎡、合計198㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は昭和61年5月1日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は198㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅1棟、64.59㎡、駐車場他133.41㎡、合計198㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は昭和61年5月1日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は198㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、68.31㎡、駐車場他129.69㎡、合計198㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は昭和61年5月1日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は622㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、622㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年6月17日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。期間に定めのない使用貸借です。この土地は周囲を道路と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5条申請について報告します。1番、2番、3番については現地の畑と所有者は共に同一となりますが、全体の概要としては、東

側は宅地、西側は水路と市道、南側は宅地、北側は〇〇〇〇となり、縦13m幅で横約70mの長方形のフラットな30年生くらいの梅畑の中に隣接して3区画の宅地を造成する計画です。2区画くらいは残ります。周辺は住宅街ですので今後、梅畑としての維持管理は厳しい環境にあります。1番については〇〇〇〇の西200mで、現況は梅畑です。東側は宅地、西側は水路と市道、南側は宅地、北側は譲渡人の梅畑で、隣接農地への影響はありません。転用内容は一部盛土し、周囲はL型擁壁を設置して、ほぼ正方形の198㎡の宅地を確保する計画です。排水は汚水、生活雑排水については合併浄化槽から新設される敷地内側溝を通り、前の〇〇〇〇へ放流する予定です。雨水については外周の擁壁より前の河川方向に勾配をとり放流する計画です。隣接同意は不要で、水利組合は同意をいただいています。許可相当と考えます。2番については〇〇〇〇の西200mで、現況は梅畑です。東側は宅地、西側は水路と市道、南側、北側は譲渡人の梅畑で、隣接農地への影響はありません。転用内容は一部盛土し、前後にL型擁壁を設置して、ほぼ正方形の198㎡の宅地を確保する計画です。排水は汚水、生活雑排水については合併浄化槽から新設される敷地内側溝を通り、前の〇〇〇〇へ放流する予定です。雨水については外周の擁壁より前の河川方向に勾配をとり放流する計画です。隣接同意は不要で、水利組合は同意をいただいています。許可相当と考えます。3番については〇〇〇〇の西200mで、現況は梅畑です。東側は梅畑、西側は水路と市道、南側、北側は譲渡人の梅畑で、隣接農地への影響はありません。転用内容は一部盛土し、後ろ側にコンクリート擁壁を設置して、ほぼ正方形の198㎡の宅地とする計画です。排水は汚水、生活雑排水については合併浄化槽から新設される敷地内側溝を通り、前の〇〇〇〇へ放流する予定です。雨水については外周の擁壁より前の河川方向に勾配をとり放流する計画です。隣接同意、水利組合共に同意をいただいています。許可相当と考えます。4番については〇〇〇〇の東100mのところであり、現況は〇〇〇〇より2mくらい下で、縦12m、横50mくらいのフラットで細長い25年生くらいの梅畑です。隣接状況としては東側、西側は畑、南側は河川、北側は梅畑、水田となります。隣接農地への影響はないだろうと思います。転用理由は申請地は元々、梅の収量も少なく収入も下がっています。近隣への迷惑も少ないところなので、この度、太陽光発電に転用を申請しますとのこと。雨水は自然浸透と東側の既設水路へ流します。隣接同意、水利組合共に同意をいただいています。許可相当と考えます。以上です。

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番〇〇です。1番、2番、3番について、現地調査委員の報告のとおりであります。1筆の梅畑だったのですが、住宅街ということで消毒の対策やアメリカシロヒトリの対策等で大変だったのですが、今回、分譲して買ってもらうということになっております。異議ありません。

はい、4番。

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上で4件の5条申請について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 7ページをお願いします。議案第4号農地等売渡あっせん申出についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,754㎡、作物は梅、希望価格は90万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。場所は〇〇〇〇の裏側です。向きとしては、南西向きの細長い斜面です。そしてモノラックがあります。あっせんの理由としては両親も年老いてきて、規模を縮小したい。手が回らないということと、道が不便ということとであります。実際は良い梅畑だったのですが、現在は休耕になっています。希望価格は90万円です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第4号の1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、地元の〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さん、隣接で〇〇〇〇委員さんです。以上1件、あっせん委員の皆さんよろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 8ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出です。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は251㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫69.1㎡で、転用面積は197.6㎡です。以上農地法施行規則第32条第1項第1号による届出1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、9月の県農業会議提出案件の4条3件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 なければ事務局から報告があります。

岡内 係長 龍神行政局総務課地籍係から地籍調査の結果についての協議を報告する。

松平 主査 農業者年金に関する質問に対して、県農業会議からの回答を報告する。

愛須 局長 11月の定例会の開催場所(大塔文化会館)についてと11月8日の農林水産業まつりの案内について報告する。

議 長 他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 1 6 分終了